

令和元年第6回杉戸町農業委員会総会議事録

日 時 令和元年6月25日(火)

午後3時00分～

場 所 杉戸町役場第1庁舎
3階会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 題

1) 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて

2) 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

3) 議案第3号 農用地利用配分計画(原案)に係る意見について

4) 専 決 報 告 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用に関する専決について

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員 14名

1 番	増	山	貞	男	君	2 番	倉	持	登	君			
3 番	中	村		明	君	4 番	小	島	一	男	君		
5 番	張	ヶ	谷	一	郎	君	6 番	青	木	徹	雄	君	
7 番	鈴	木		豊	君	8 番	坂	路		誠	君		
9 番	青	木	邦	夫	君	10 番	大	島	か	づ	子	君	
11 番	小	島	キ	ヨ	子	君	12 番	戸	賀	崎	邦	雄	君
13 番	後	藤		勇	君	14 番	高	崎		勇	君		

欠席委員 な し

農地利用最適化推進委員

出席委員 10名

1 番	鈴	木	徳	男	君	2 番	井	上	清	一	君
3 番	山	崎	松	男	君	4 番	今	野	秀	明	君
5 番	白	石	守	利	君	6 番	濱	田		茂	君
7 番	松	田	英	雄	君	10 番	川	島	広	伸	君
11 番	加	藤		互	君	12 番	上	原	一	夫	君

欠席委員 2名

8 番	細	井	純	一	君	9 番	上	原	勝	正	君
-----	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---

事務局

事務局長 田 原 和 明
書 記 小 林 照 敦

局 次 長 宇 佐 見 毅
書 記 古 谷 崇

午後 3時00分

◎開会の宣告

○局長 それでは、皆さん、こんにちは。令和元年度第6回の農業委員会総会を開会いたします。

配付させていただいた資料をちょっと、数がありますので、会長の挨拶の前に資料の確認だけをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○書記 私のほうから、資料の確認をさせていただきます。

まず初めに、本日の次第です。

次に、事務連絡と書いてありまして、農業委員会の総会の日程という1枚刷りです。

1枚めくっていただきまして、6月の農業関連事業報告という1枚刷りでございます。

次に、めくっていただきまして、こちらに、先月行いました地区別意見交換会の、先月委員さんに出していただいた意見をまとめたものになっています。今月も、議事が終わりましたら、地区別の意見交換会を行います。こちらの資料は、各地区ごとになっておりまして、西地区、1枚めくって、中央地区、1枚めくって、南地区、次が東地区、次が泉地区となっております。

次が、先月も配付しているのですけれども、意見交換会のときの司会進行の順番ということで、担当地区の委員さんのお名前の一覧となっております。

次に、1枚めくっていただきまして、こちらが意見交換をする際の参考資料として用意させていただきました。1つ目が、人・農地プランの中心体の名簿となっております。こちらは、ご住所等が入っておりますので、個人情報の取り扱いにはご注意くださいと思います。

1枚おめくりいただきまして、カラー刷りのリーフレット「地域の話で農地をもっと活かししょう！」でございます。

1枚めくっていただいて、人・農地プランの概要という両面刷りの資料でございます。

次が、ホチキスどめになっているのですけれども、A3のものが2枚で、耕作条件の手順書という資料がA3で2枚でございます。

最後に、こちらA4でホチキスどめしているのですけれども、多面的の資料となっております。

以上が本日お配りさせていただいております資料となりますが、皆さん、大丈夫でしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○書記 ありがとうございます。

○局長 まずは、皆さんにいろいろ知識を知っていただくということで、ちょっと資料は多いのですけれども、お目通しをしていただければというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、次第2の会長の挨拶ということでございます。

◎挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。ようやく、今日は暑いという日がしばらくぶりに来たかなという感じがしております。

今日は、午前中は、再生協議会ということで午前中会議がありまして、午後に農業委員会という、農業委員会のほうが大事でございますというふうにも言えませんが、こちら大事な会議でございますけれども。

今日は、ちょっと私、皆さんにお願いがございます。まず1点は、今日は農地パトロール等の話が出てくるかなという感じがしておりますが、遊休地につきましては、皆さんが随時、推進委員さん、また農業委員さん、両方含めて随時行っていただければと思います。名前、個人名を出したら、委員さんの中ですから、言わせていただきますが、

蓮沼の小島キヨ子委員さんの身内に伸びているから刈ってよという、女性だからいいですよ、やわらかく言えますから、男だけだと逆になってしまうなというところがあるのです。大きくなる前に刈ったほうが、地主さんがわかっている場合はそういう形で、指導というわけではなくて、推進をしていただければなど、随時お願いできればなど思っています。年々増加傾向にある、一生懸命、農業者、推進委員さんが頑張っている、刈っておかないことにはできませんし、いざというときには逆に皆さんで刈る状況になってしまう可能性もあります。過去に私も草刈りは随分経験しましたがけれども、結構、夏の暑いときの草刈りは大変です。

あともう一点は、これは議案の関係でございますけれども、5条で農地改良の案件が、最近はやっと減りましたが、二、三年前は、特に私の地元であります高野地区が5条で農地改良、俗に言う盛り土です。盛り土が許可されますと、地元の農業者さん、推進委員さんとあわせて私と事務局ということで、工事前の検査、終わりますと完了検査ということで立ち会わせていただくわけでございますけれども、私も高野地区で下野のとき、私が担当でございましたので、私は随時、途中経過をなるべく見るようにしておりました。ぜひ、農地改良のときは、地元の委員さんが一番近くて、一番見ているはずでございますので、随時、違反等が途中で発生しないような状況になるように、特に素掘りとか平場とか法面をつくる、それは図面を、皆さんに立ち会っていただいて、全員、同じような条件で見ているわけでございますので、ぜひ農地改良等がありましたら地元の委員さんは、優先して、指導する立場でございますので、ぜひそういうのも随時行っていただければなというふうに感じております。あくまでも農業委員、推進委員は議案だけ通せばいいというものでは、現場がいつでもバックに、後ろにあるということでご理解いただければなというふうに感じておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○局長 ありがとうございます。

それでは、次第の3でございます。議題でございますが、会長は議長ということでよろしくお願いいたします。

◎議案第1号

○会長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。座ったままでやりますので、よろしくお願いします。

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1—1、大字茨島字前〇〇〇—〇、田、167㎡。ナンバー1—2、大字茨島字前〇〇〇—〇、田、36㎡。合計203㎡。使用貸人、下野、〇〇〇〇。使用借人、杉戸町高野台西になります、堤麗、〇〇〇。転用目的、自己用住宅。

ナンバー1—1、1—2については、土地所有者の娘さんの自己用住宅を建築するため、許可をお願いするものでございます。申請地につきましては、平成30年1月に既に一度許可のほうがおっておりますが、建築主が変更となったため、再度の申請となっております。申請地は、都市計画法34条11号の区域内の第2種農地で、転用による悪影響はないと思われます。資金計画は、融資により計画しております。場所は、大字茨島、〇〇〇〇の北側付近となります。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告、大島委員、お願いします。

○10番 それでは、報告させていただきます。

この件につきましては、6月22日の午後に現地を確認しました。譲受人の〇〇さん、譲渡人の〇〇〇〇様には、両

人に直接お会いして確認しました。申請地は平成30年に長女の自己用住宅として許可がおりていましたが、都合により住宅の建築主が、次女の〇〇さん、達也さんの要望でぜひ建てたいということで建てることとなるそうです。現地は高野台駅にも近く、周りには住宅が多くできています。調査項目につきましては、問題ございませんでした。

以上で報告を終わりにします。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。調査報告が終わりました。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第1号、ナンバー1―1から1―2、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第2号

○会長 続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画の決定について、こちらは公社の関係がございますので、1番から80番まで一括して事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について。

こちらは、ナンバー1からナンバー80までございますが、全て借り主のほうは埼玉県農林公社となりまして、農地中間管理事業を利用した貸し借りとなります。数が多いですが、簡単に読み上げたいと思います。

ナンバー1、大字大島字南、田、1,025㎡。利用権を設定する者、下高野、〇〇〇〇〇。

ナンバー2、大字清地字丑癸〇〇〇〇、田、2,770㎡。

ナンバー3、同じく〇〇〇〇―〇、田、479㎡。

ナンバー4、同じく〇〇〇〇、田、264㎡。

ナンバー5、同じく〇〇〇〇、田、442㎡。

ナンバー6、同じく〇〇〇〇、田、1,090㎡。

ナンバー7、大字清地字大頭〇〇〇〇―〇、田、1,153㎡。

ナンバー8、同じく〇〇〇〇―〇、田、1,289㎡。

ナンバー2からナンバー8、合計で7,487㎡。利用権を設定する者、清地、〇〇〇〇。

ナンバー9、大字清地字丑癸〇〇〇〇、田、1,259㎡。

ナンバー10、同じく〇〇〇〇、田、991㎡。

ナンバー11、同じく〇〇〇〇、田、839㎡。

ナンバー12、同じく〇〇〇〇、田、958㎡。

ナンバー13、同じく〇〇〇〇―〇、田、195㎡。

ナンバー14、同じく〇〇〇〇、田、2,277㎡。

ナンバー9からナンバー14、合計で6,519㎡。利用権を設定する者、清地、〇〇〇〇。

ナンバー15、大字清地字丑癸〇〇〇〇、田、770㎡。

ナンバー16、同じく〇〇〇〇、田、1,047㎡。

ナンバー17、同じく〇〇〇〇、田、829㎡。

ナンバー18、同じく〇〇〇〇、田、776㎡。

ナンバー19、同じく〇〇〇〇、田、866㎡。

ナンバー20、同じく〇〇〇〇、田、866㎡。

ナンバー15からナンバー20、合計で5,154㎡。利用権を設定する者、清地、〇〇〇〇。

ナンバー21、大字清地字大頭〇〇〇〇—〇、田、300㎡。

ナンバー22、同じく〇〇〇〇、田、2,046㎡。

ナンバー23、同じく〇〇〇〇、田、899㎡。

ナンバー24、同じく〇〇〇〇、田、406㎡。

ナンバー25、同じく〇〇〇〇—〇、田、3,534㎡。

ナンバー26、同じく〇〇〇〇—〇、田、1,252㎡。

ナンバー27、同じく〇〇〇〇、田、1,570㎡。

ナンバー28、同じく〇〇〇〇—〇、田、1,055㎡。

ナンバー29、大字清地字井戸田〇〇〇〇、田、2,145㎡。

ナンバー30、同じく〇〇〇〇、田、866㎡。

ナンバー31、同じく〇〇〇〇、田、1,947㎡。

ナンバー21からナンバー31、合計で1万6,020㎡。利用権を設定する者、清地、〇〇〇〇。

ナンバー32、大字堤根字大堀〇〇〇—〇、田、793㎡。

ナンバー33、同じく〇〇〇、田、1,699㎡。

ナンバー34、同じく〇〇〇、田、1,135㎡。

ナンバー35、同じく〇〇〇—〇、田、288㎡。

ナンバー36、同じく〇〇〇〇、田、1,375㎡。

ナンバー37、同じく〇〇〇〇、田、693㎡。

ナンバー32から37、合計で5,983㎡。利用権を設定する者、荒川区、〇〇〇〇。

ナンバー38、大字遠野字前田〇〇〇、田、700㎡。利用権を設定する者、幸手市、〇〇〇〇。

ナンバー39、大字佐左エ門字弁財天〇〇、田、2,692㎡。

ナンバー40、同じく〇〇、田、688㎡。

ナンバー41、同じく〇〇、田、2,100㎡。

ナンバー42、大字佐左エ門字四町田〇〇〇、田、1,264㎡。

ナンバー43、同じく〇〇〇、田、1,145㎡。

ナンバー39から43、合計で7,889㎡。利用権を設定する者、佐左エ門、〇〇〇。

ナンバー44、大字佐左エ門〇〇〇—〇、田、1,144㎡。利用権を設定する者、佐左エ門、〇〇〇〇。

ナンバー45、大字佐左エ門〇〇〇—〇、田、2,161㎡。

ナンバー46、同じく〇〇〇〇、田、1,646㎡。

45、46、合計で3,807㎡。利用権を設定する者、遠野、〇〇〇。

ナンバー47、大字佐左エ門〇〇〇〇—〇、田、694㎡。

ナンバー48、同じく〇〇〇〇—〇、田、1,939㎡。

ナンバー49、同じく〇〇〇〇、田、1,681㎡。

47から49、合計で4,314㎡。利用権を設定する者、佐左エ門、〇〇〇〇〇。

ナンバー50、大字佐左エ門〇〇〇〇—〇、田、1,446㎡。

ナンバー51、同じく〇〇〇〇—〇、田、1,783㎡。

ナンバー52、同じく〇〇〇〇—〇、田、2,415㎡。

ナンバー53、同じく〇〇〇〇、田、1,810㎡。

ナンバー54、同じく〇〇〇〇、田、775㎡。

ナンバー50からナンバー54、合計で8,229㎡。利用権を設定する者、佐左エ門、〇〇〇〇〇。

ナンバー55、大字佐左エ門〇〇〇〇—〇、田、381㎡。

ナンバー56、同じく〇〇〇〇—〇、田、2,889㎡。

ナンバー57、同じく〇〇〇〇、田、2,962㎡。

ナンバー55から57、合計で6,332㎡。利用権を設定する者、佐左エ門、〇〇〇〇〇。

ナンバー58、大字才羽〇〇〇—〇、田、1,650㎡。

ナンバー59、同じく〇〇〇—〇、田、2,215㎡。

ナンバー60、同じく〇〇〇、田、2,999㎡。

ナンバー61、同じく〇〇〇—〇、田、2,484㎡。

ナンバー62、同じく〇〇〇—〇、田、515㎡。

ナンバー58から62、合計で9,863㎡。利用権を設定する者、才羽、〇〇〇〇。

ナンバー63、大字才羽〇〇〇〇—〇、田、1,508㎡。

ナンバー64、同じく〇〇〇〇、田、1,131㎡。

ナンバー65、同じく〇〇〇〇、田、2,971㎡。

ナンバー66、同じく〇〇〇〇—〇、田、1,871㎡。

ナンバー67、同じく〇〇〇〇—〇、田、1,100㎡。

ナンバー68、同じく〇〇〇〇—〇、田、1,456㎡。

ナンバー69、大字才羽〇〇〇〇—〇、田、1,138㎡。

ナンバー63から69、合計で1万1,175㎡。利用権を設定する者、才羽、〇〇〇〇。

ナンバー70、大字北蓮沼〇〇〇、田、1,384㎡。

ナンバー71、同じく〇〇〇—〇、田、1,943㎡。

ナンバー72、同じく〇〇〇—〇、田、2,592㎡。

ナンバー73、同じく〇〇〇—〇、田、1,110㎡。

ナンバー74、同じく〇〇〇—〇、田、196㎡。

ナンバー75、同じく〇〇〇、田、2,125㎡。

ナンバー76、同じく〇〇〇、田、2,974㎡。

ナンバー77、同じく〇〇〇、田、2,760㎡。

ナンバー70から77、合計で1万5,084㎡。利用権を設定する者、北蓮沼、〇〇〇〇。

これらの1番から77番までは、全て田んぼとしての利用になります。設定する利用権は賃貸借。内容、田。始期、令和元年9月1日から終期、令和11年8月31日までの10年。借賃は、年10アール当たりコシヒカリ30キロ相当となっております。

続いて、ナンバー78、大字鷺巣字堀口〇〇—〇、畑、210㎡。利用権を設定する者、木野川、〇〇〇〇。

ナンバー79、大字鷺巣字前原〇〇〇、畑、998㎡。

ナンバー80、同じく〇〇〇、畑、128㎡。

ナンバー79、80、合計で1,126㎡。利用権を設定する者、鷺巣、〇〇〇〇〇。

78から80までの3筆については、畑としての利用となります。設定する利用権は使用貸借。内容、畑。令和元年9月1日から令和11年8月31日の10年間となっております。

全て、1番から80番まで新規となりまして、合計で11万1,961㎡を農地中間管理機構へ貸し出す内容となっております。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、公社の案件でございますが、何かご質疑ございますか。

ないようでしたら、採決に移りますが、よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 議案第2号、ナンバー1からナンバー80、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第3号

○会長 続きまして、議案第3号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について。

こちらでございますが、議案第2号の80件について、実際に耕作する方へ配分する計画となっております。こちらは、様式が、埼玉県のほうでつくっております様式の関係で、大変細かくて見づらいかと思いますが、筆は先ほどの80筆ですので、1筆ずつ読み上げることは省略させていただきます。

内容としましては、まず〇〇〇さんが2万6,959㎡、佐左エ門の〇〇〇〇さんが6万6,795㎡、大島の〇〇〇〇さんが1,025㎡、本郷の〇〇〇〇さんが5,983㎡、才羽の〇〇〇〇〇〇〇が9,863㎡、畑の3筆は、農業委員でもあります〇〇〇〇さん、1,336㎡、合計で先ほどと同じく11万1,961㎡となっております。

計画の内容については以上でございます、こちらは地権者と耕作者、それぞれどちらにも合意をいただいておりますので、通常どおり意見なしの回答になるのではないかと事務局のほうでは考えております。よろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、ご意見ございますか。意見は特になしということでご報告をしたいと思いますので、よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第3号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎専決報告

○会長 続きまして、専決報告。

○書記 それでは、専決報告につきまして報告させていただきます。

専決報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー1、清地2丁目〇〇〇、畑、面積376㎡。譲渡人、清地2丁目、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役、〇〇〇〇。転用目的、分譲住宅。令和元年5月13日付で受け付けております。

以上でございます。

○会長 専決報告まで終わりました。

◎閉会の宣告

○局長 それでは、副会長、閉会の挨拶をお願いします。

○副会長 それでは、これをもちまして第6回杉戸町農業委員会総会を閉会いたします。

次回は、7月25日、木曜日、15時から杉戸町役場第1庁舎3階会議室を予定しております。

大変お疲れさまでございました。

本会議を証するためここに署名する。

令和元年6月25日

議 長 後 藤 勇

署 名 委 員 坂 路 誠

署 名 委 員 青 木 邦 夫